

第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 開催日時

令和3年2月3日（水） 開会 午前9時 閉会 午前9時20分

2 開催方法

携帯端末によるチャットリモート会議

3 出席者

本部長：市長、副本部長：副市長、教育長

本部員：企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、

こども子育て部長、都市整備部長、消防長、教育部長、議会事務局長、
監査委員事務局長、尾張旭市長久手市衛生組合事務長、総合推進室長

4 情報共有

(1) 緊急事態宣言の期間延長について

・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、栃木県は2月7日で解除し、愛知県を含む10の都府県は、令和3年3月7日まで1か月期間を延長することとされた。基本的対処方針では、不要不急の外出・移動の自主要請について「日中も含めた」と追記された。

(2) 愛知県の緊急事態措置について

・1月13日に発出された緊急事態宣言、国の基本的対処方針を踏まえ、飲食店等に対する営業時間の短縮要請及びイベントの開催制限については、1月18日から2月7日までの制限内容と基本的に同じ内容での延長とされた。

5 議題

イベント等の開催及び公共施設の利用制限への対応方針について

(1) イベント等の開催について

・国の基本的対処方針、愛知県の緊急事態措置の内容及び近隣市町の状況を踏まえ、本市のイベント等の開催の考え方については、現在の内容を継続するものとする。

・「比較的少人数のイベント等については、感染防止対策を講じた上で開催する。」
といった表現が分かりにくいため、下記のとおり一部表現を修正した。

(ア) イベント等の開催制限の目安については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する。なお、開催に当たっては、必要な感染防止対策を講じるものとする。

(イ) 人数制限は、屋外・屋内5,000人以下、屋内にあっては、収容定員の50%以内、屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保（できるだけ2

m) する。

(2) 公共施設の利用制限について

- ・国が公表した「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底した上で現在の内容を継続するものとする。
 - (ア) 施設の利用時間は、最大で午後8時までとする。
 - (イ) 人数上限は、定員の概ね50%以下とする。
 - (ウ) 施設内の飲食については、極力避けるよう案内する。
 - (エ) これまで実施している新型コロナウイルス感染症を理由にキャンセルした場合の使用料、利用料の全額還付の取り扱いについては、当面の間、継続する。
 - (オ) 対象期間を延期し令和3年3月7日（日）までとする。
- ・本日決定したイベント等の開催及び公共施設の利用制限についての方針については、市民に発信していく。

6 その他

- ・引き続き、広報誌、ホームページ、メール配信、広報車等により、市民に向けての感染拡大防止の呼びかけを継続して行っていく